

各 位

2014年10月1日

日本図書コード管理センター 管理委員長 下中 直人
同 センター長 大沼 伸一

『ISBNコード/日本図書コード 使用規約』 制定にあたって

日本の出版界が書籍の国際標準識別子としてISBN (International Standard Book Number) を導入してから34年が過ぎました。この間、出版業界を取り巻く環境は大きく変化していますが、我が国における商業出版物のほぼ100%にISBNが付番されていることから、このコードが書籍流通になくてはならない重要な手段であることは、ご承知の通りだと存じます。

ISBNは国際基準です (ISO 2108)。登録出版者は国際本部で定められたルールに沿って運用しなくてはなりません。そのために運用上の様々な決まりがあります。

日本図書コード管理センターは、国際本部 (ISBN International Agency) より我が国唯一の運営機関としてその業務を独占的に委嘱されおり、国際規約のほか、日本独自のルール等の管理運営を行っています。『ISBNコード/日本図書コード/書籍JANコード 利用の手引き 2010年版』はその運用上のルールを明文化した最新のガイドですが、ISBNを使用するうえで使用者 (出版者) と当センターの間での決まりごとをより明確化するために、当センター管理委員会は『ISBNコード/日本図書コード 使用規約』を策定し、その全文を当センターのホームページに掲載・告知させていただくことにいたしました。

ここに記載した条文は取得、使用に関わる基本的な約束ごとです。出版者の皆様にはこの規約を十分にご理解、ご承知をいただいたうえでISBNをご使用下さい。また、実際の運用は皆様のお手元にある『ISBNコード/日本図書コード/書籍JANコード 利用の手引き 2010年版』、または日本図書コード管理センターのホームページに記載していますので、この機会に今一度読み返していただければと存じます。

ISBNに関わる公式の情報は当センターのみが発信しています。誤った情報で出版者や流通業者、読者の皆様に迷惑をかけないよう、当センターをご活用ください。

読者と出版界にとってISBNが価値のある識別コードとして役割を果たすため、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。